

黒潮町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月

黒潮町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状.....	1
2. 目標.....	2
3. 計画の期間.....	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容.....	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて.....	5

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

近年、デジタル化の進展や多様性の実現等により、社会や経済は急速かつ大きく変化しており、社会構造全体に変革をもたらしています。この影響を受けて、学校をとりまく環境もより多様で複雑化しており、教育職員には、これまで以上に子どもや保護者に対するきめ細やかな対応が求められています。

一方で、教育職員における労働状況は、その特異性ゆえ過重傾向にあり、かねてより改善を求められるものでありました。平成31年に中央教育審議会からの答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」を受け、文部科学省から「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が発出されたことを端緒として、以降、働き方改革に関する様々な施策が講じられ、黒潮町教育委員会としても、業務の外部委託による負担軽減やシステム導入による事務の簡素化等、改善に取り組んできました。しかしながら、先述のとおり、社会情勢の変化に対応するための新たな業務の増加や教育職員の成り手不足等もあり、依然、その状況は厳しいままであり、教育職員への過度な負担について危惧しています。

「教育は人なり」と言われるように、学校教育の本質は「人」にあります。教育職員がワーク・ライフ・バランスを保ちながらやりがいをもって働くことのできる環境を整え、教育職員の学ぶ時間を確保することで一人一人の資質向上を図り、組織全体として充実した教育活動を展開することをもって黒潮町のめざす学校教育を実現するため、本計画を策定しました。

(2) 現状

教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、令和2年3月に「黒潮町立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する黒潮町教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則」（以下「規則」という。）を定め、時間外在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

こうした取組の結果、令和6年度における教育職員の時間外在校等時間の状況

は、次のとおりでした。

(令和6年度における時間外在校等時間の状況)

校種	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月34時間10分	26.1%	1.2%
中学校	月36時間48分	32.4%	1.9%

黒潮町教育委員会では、規則において時間外在校等時間の上限を1箇月あたり45時間と定めています。校種ごとの年平均は、小学校で34時間10分、中学校で36時間48分であり、いずれも45時間以内となっています。しかし、この結果は長期休業中を含む年平均であり、長期休業中以外の時間外在校等時間が45時間を超える教育職員もあり、働き方の更なる改善に取り組む必要があります。

2. 目標

本計画において達成をめざす目標は次のとおりです。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- イ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ア 夏季休業中に連続した5日以上为学校閉庁日を設ける。
- イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%以下にする。
- ウ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることをめざす。

3. 計画の期間

本計画は、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・子どもサポートセンターやスクールガードリーダーによる巡回を実施する。
- ・地域ボランティアの方々の協力による通学路の見守り活動を推進する。

②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察及び少年補導員の行っている見回りに委ね、学校における自主的な見回りは原則行わない。
- ・学校警察連絡協議会において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

③保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・学校では対応が困難な事案については、教育委員会等の行政機関が窓口となり対応を行う。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

①調査・統計等への回答

- ・校務支援システムの機能等を活用することにより、学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ・事務職員の調査・統計等への関わりを推進する。

②ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・ICT 支援員の配置及び情報担当部局との連携により、ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理に係る教育職員の負担を軽減する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

①授業準備及び学習評価や成績処理

- ・補助的業務を担う教員業務支援員の配置や指導者用デジタル教科書の導入

により、教育職員の負担を軽減する。

②学校行事の準備・運営

- ・関係機関との日程調整や物品の準備等については、事務支援室と協働して行う。
- ・学校行事に係わるテントの設置作業等について、一部外部委託を行う。

(2) 学校における措置の推進

- ア 学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直しを行う。
- イ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直しを行う。
- ウ 校務DXの推進により、業務の簡素化及び負担軽減を図る。
- エ 各学校の実情に応じて定時退校日を設定し、校長を中心として定時退校に取り組む。
- オ 夏季休業期間中における、連続した5日以上閉庁期間を設ける。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ア 時間外在校等時間が1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月当たりの平均時間について80時間を超えた教育職員に対し、医師による面接指導を実施する。
- イ 時間外在校等時間が1箇月100時間以上の教育職員に対し、医師による面接指導を実施する。
- ウ 全校においてストレスチェックを実施し、実施後の集団分析の結果を活用した職場改善を推進する。
- エ 長期休業期間中における早出遅出勤務制度を導入する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 報告

取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の時間外在校等時間の状況を把握し、毎年度、黒潮町のホームページで公表するとともに、定例教育委員会及び総合教育会議において報告を行います。

(2) 目標の達成状況の把握

時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果等から把握します。

(3) 状況の確認・指導

教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、聞き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。

(4) 支援体制

各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、教育委員会からの支援を強化します。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施します。

(5) 関係機関との連携

保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組みます。